

船員労働統計調査について

国土交通省 総合政策局
情報政策課交通経済統計調査室
令和6年4月17日

1. 船員労働統計調査の概要

調査の目的

我が国の船員の報酬、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

	第1号調査（指定船舶）	第2号調査（漁船）	第3号調査（特殊船）
調査範囲（注）	総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船及び特殊船以外の船舶	総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船	総トン数20トン以上の船舶のうち、特殊船（引船、はしけ及び官公署船）
報告者数	約400隻（標本調査） ※ 母集団の大きさは約3,300隻	約1,000隻（全数調査）	約500事業所（全数調査）
調査系統・調査方法	国土交通省－地方運輸局等－運輸支局・海事事務所－報告者（郵送、オンライン（独自のシステム・電子メール）又はFAX）		
調査事項	報告者に関する事項、船舶に関する事項（総トン数、稼働日数、用途等）、船員に関する事項（職種ごとの船員数、年齢、性別、外国人か否か、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、月間総労働時間、報酬等）	報告者に関する事項、漁船に関する事項、従業状態、船ごとの報酬額に関する事項、船員に関する事項（人員、女性・外国人船員の内数、船員ごとの給与または最低保障額等）	報告者に関する事項、特殊船に関する事項、船員に関する事項（職種別人数、稼働日数、報酬等）
調査期間	毎年6月～8月	毎年12月～翌年2月	毎年6月～8月
公表期日	毎年12月	毎年6月	毎年12月

（注）本調査は、調査対象となる船舶に乗り組む船員の状況等を、当該船舶を所有する者から報告を求めている。

利活用状況

- 国民経済計算の雇用者報酬の推計における基礎資料
- 総合物流施策大綱その他の各種船員対策関連施策の基礎データ 等

2. 船員労働統計調査の調査計画の変更

調査方法の変更

- 「国土交通省統計改革プラン」（令和4年8月10日）を踏まえ、政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）による報告を追加
 - ・ e-Surveyによる報告は、R6年調査分以降（第1号調査・第3号調査：6月、第2号調査：12月）を予定。
 - ・ 政府統計共同利用システムを運用している統計センターに対し、e-Survey導入に係る申請手続き及び調査対象者へのID・初期パスワードは作成済み。
 - ・ e-Survey上の実査準備は4月末までに完了予定。
 - ・ e-Survey等によるオンライン回答率を向上させるため、全ての調査票の送付時に、e-SurveyのIDとパスワードに加え、e-Surveyを利用するメリットを示す案内も併せて送付する。
 - ・ e-Surveyの回答に関する問い合わせ内容を整理し、そのうち回答率に関係する課題と考えられる内容については対応策を検討する。
- 国土交通省オンライン申請システムによる調査方法の終了
 - ・ 本年度に国土交通省オンライン申請システム（e-Govと連携したシステム）が終了するため、調査票受付も終了。
※e-GOV:「各府省における行政情報の総合的な検索・案内サービス」と「各府省へのオンライン申請・届出などの手続き」から構成されている「電子政府の総合窓口」ポータルサイト
- オンライン回答の利用を働き掛けることにより、FAXによる報告回収を廃止
 - ・ 報告者に対し、督促時等にオンライン回答とするよう働きかけ。
 - ・ FAXによる回答率については、第1号調査3.8%（R5.6月）、第2号調査2.0%（R4.12月）、第3号調査3.3%（R5.6月）である。

能登半島地震への対応

- 第2号調査（漁船）の調査票が未送付となっていた石川県の報告者（2市町、10事業者）（※1）について、なるべく調査結果に反映させる観点から、郵便集配業務の状況に応じて、調査期間（※2）を後ろ倒し

（※1）輪島市、能登町の15隻(10事業者) ※全国:983隻(427事業者)、石川県:16隻(11事業者)

（※2）調査計画上の調査期間は「毎年12月1日～翌年2月末日」

「ただし、石川県の2市町については、令和6年能登半島地震による災害の影響のため、令和6年3月31日までの間で、調査票の送付が可能となり次第、調査を開始し、提出期限は令和6年4月30日とする」を追加。

3. 船員労働統計調査(第2号調査:漁船)の実施遅延と今後の対応策

第2号調査の実施遅延とその後の対応

- 調査計画における第2号調査の調査実施期間は、「毎年12月1日～翌年2月末日」。
- 令和5年調査は、調達手続に時間を要し、本来11月中に行うべき調査票の送付が1月にずれ込んでいた。その中で、令和6年能登半島地震が発生し、石川県における報告者（2市町、10事業者）への調査票の送付ができなくなっていた。
- 未送付となっていた報告者に対しては、調査実施期間を後ろ倒して、調査を実施した。
→ 被災地において調査を行うものであるため、地方運輸局等が個々の報告者に対して被害状況を確認した上で、本調査の協力を依頼した。

実施遅延の要因

- 調査票の印刷発送業務の調達手続きの着手が遅れたことを含め、業者選定に時間を要したため、結果的に調査票の発送が遅延。
- 調査計画上、「基準となる期日又は期間」が「毎年12月末現在において、当該年の1年分（1月から12月までの分）」となっていることから、報告者が調査票に実際に記入するのは「毎年12月末現在」を経過した翌年1月以降になると推察し、実態上は大きな支障がないであろうという誤った認識。
- 船舶所有者名を含む「事業状況報告書」（船員法第111条に規定）の提出（毎年10月末まで）から、調査開始時期（12月1日）までの間において、母集団名簿の更新と調査票の印刷発送業務を行うには時間的な余裕がなく、調査計画に記載されたようなスケジュールの実施に課題があると理解。

今後の対応策

- 調査計画における「調査実施期間」については、母集団情報の基となる船員法第111条報告のとりまとめ、調査票の印刷・発送におけるスケジュール等の実態も踏まえ、前回答申時の「今後の課題」の対応と併せて令和7年度中に調査計画を見直す予定。
- 当省の調達方針を遵守し、遅滞なく調達手続きを実施するよう取り組むとともに、調査系統である地方運輸局等の担当者に対しても「調査票が報告者に到達する時期」を改めて周知するとともに、調査計画に則った対応となるように努める。
- 上述の調査計画の見直し等の際には、統計品質管理官も参画して検討予定。

4. 前回答申時(令和3年3月)の「今後の課題」への対応状況

前回答申時(令和3年3月)の「今後の課題」

- 課題1 第1号調査(指定船舶)の定期的なしつ皆調査の実施の検討(遅くとも、次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ること)
- 課題2 第3号調査(特殊船)における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討(課題1と併せて検討し、結論を得ること)
- 課題3 第1号調査(指定船舶)における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討(課題1と併せて検討し、結論を得ること)
- 課題4 第1号調査(指定船舶)における予備船員の調査対象への追加の検討(課題1と併せて検討し、結論を得ること)
- 課題5 業務報告等を活用した報告者負担の軽減

第IV期基本計画 別表

第2-6(1)雇用・労働環境に関する新たな統計の整備

船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。【令和6年度まで】



現在の検討状況

- 課題3及び4については、令和6年度に実施を予定している「船員労働統計母集団等調査」(一般統計調査)に調査事項等を追加し、その結果を分析の上、第1号調査への追加を検討。課題1についても、母集団等調査の結果を踏まえて引き続き検討を行い、結論を得る。
- 課題2については、第3号調査で「昨年1年間の特別に支払われた報酬」を把握する方向で検討する。
- 課題5については、現時点で活用可能な行政記録情報はないことが確認されたが、今後も継続的に確認・検討する。

5. 船員労働統計母集団等調査(案)の概要について

調査の目的

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である船員労働統計調査のうち、指定船舶調査（第1号調査）の標本設計を含めた調査方法及び統計手法等の見直しに必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

	船舶調査	事業者調査
調査範囲	船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を雇用する者を対象とする。（※指定船舶調査（第1号調査）で調査対象となっている船舶に乗り込む船員は除く）	
報告者数	約1,100事業者（全数）	約50事業者（全数）
調査系統・調査方法	配布：国土交通省－民間事業者－報告者（郵送） 収集：報告者－国土交通省（郵送、電子メール）	
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・報告者に関する事項（名称、住所） ・船舶に関する事項（船舶名、総トン数、船舶の稼働日数、労務管理の属性、用途、航行区域、内外航別） ・船舶に乗り組む船員に関する事項（年齢、性別、外国人、経験年数、勤続年数、6月の月間総労働時間及び報酬について（月間総労働時間数、定期払いを要する報酬（給料、家族手当、その他の手当）、割増手当・夜間割増、航海日当、その他の手当）、昨年一年間の報酬について（定期払いで支払われた報酬、割増手当・航海日当等、賞与等特別に支払われた報酬） 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告者に関する事項（名称、住所） ・外国籍船に乗り組む船員の雇用の有無 ・外国籍船に乗り組む船員に関する事項（年齢、性別、経験年数、勤続年数、6月の月間総労働時間及び報酬について（月間総労働時間数、定期払いを要する報酬、その他の手当）、昨年一年間の報酬について（定期払いで支払われた報酬、割増手当・航海日当等、賞与等特別に支払われた報酬））
調査期間	令和6年6月1月～8月31日	
公表期日	令和7年5月末日まで	

※赤字については統計委員会からの答申の課題への対応

6. 今後のスケジュール(想定)

